

議案第 24 号

日出町行財政改革審議会条例の一部改正について

日出町行財政改革審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行財政改革審議会条例の一部を改正する条例

日出町行財政改革審議会条例（平成 30 年日出町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条第 1 項中「13 人」の次に「以内」を加え、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 学識経験を有する者

第 3 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 関係行政機関の役職員

第 3 条第 6 項第 3 号中「第 2 項第 2 号」の次に「又は同項第 3 号」を加える。

第 5 条を削る。

第 6 条第 5 項を削り、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

本審議会の専門性を高めるとともに、最適な行財政改革を推進するために条例を改正したいので提出する。